

意思疎通の現状と課題について

亀井委員

はじめに

私どもの会は、平成23年より始まった要約筆記者養成講習会を修了、全国統一要約筆記者認定試験を経て、愛知県の登録者として活動する福祉専門職「要約筆記者」の団体です。

平成26年6月1日に設立いたしました。2年が経過し、ようやく軌道に乗ってきたところですので、支援実績は他団体様の足下にも及びませんが、聴覚障害者、とりわけ、難聴・中途失聴者の多様なニーズに対応する県内唯一の専門職団体として、実績を積み、外部にむけた発信も積極的にさせていただくことを目指しております。

何分にも未熟な組織でございますので、格別のご指導、お力添えを賜りますよう、衷心よりお願い申し上げます。

要約筆記は、日本語の音声情報を文字情報に変換する通訳との位置付けで、利用者の方の人権を守るという重要な役目を担っております。情報伝達に携わる通訳者として、あるいは支援者として、数々の派遣先で見聞した経験から、現状と課題を挙げさせていただきます。ご一読いただけましたら幸いです。

現状と課題

(1) 障害者総合支援法でのサービス利用者は、身体障害者手帳の交付を受けた方が対象だが障害者差別解消法では、「手帳を持っていない方」も対象である。我が国の身体障害者福祉法の認定基準に則って、聴覚障害は障害程度等級6級でも、70dBからとなっており、諸外国と比較しても非常に厳しい。法施行により、利用範囲が広がるのは、大変喜ばしいことである一方、要約筆記の利用が不安定にならないかと懸念する。

合理的配慮でのコミュニケーション手段は、より個別化されることが予想される。中途失聴・難聴者の特性として、自ら明確に利用の意思表示をすることが難しい方が多いため、「申し出がなかった」という理由で、配慮されない場面が多くならないだろうか。

また、「障害のある人が何らかの対応を求めたときに負担が重すぎない範囲で対応する」となっており、通訳が必要な場面であっても、例えば筆談のみでの対応になるのではないか。

高齢難聴者増加に伴い、潜在的ニーズも非常に増えている。高齢難聴者が使いやすい制度、事業にすることが必要である。

(2) 話を主なコミュニケーション手段としている聴覚障害者の方も、目的によって手話と要約筆記の2つを併用する必要があること。

社会では文字言語による資料を提示しながら音声言語を使用する場が非常に多い。たとえば事業所が聴覚障害者に研修をおこなうとき、聴講だけでなく、報告書の提出や試験などが課される場面では、手話を主たるコミュニケーション手段とする聴覚障害者にも、要約筆記（文字による情報提供）を併用することで、資料の行間（流れや繋がり、全体像）が理解できる。

(3) 音声に代わる保障が未だ十分ではない。

（例）

① 駅や公共施設での字幕、文字情報などは以前より普及したが、臨時や緊急の放送は、音声のみで、何が起こったか理解できない。

② 「筆談します」と耳マークが設置してある事業所は増えたが、そこにいる全職員が耳マークの意味、対応を理解していないことがある。

(4) 要約筆記・手話以外の環境整備について。

聴覚障害者の聞こえは一人一人異なる。個々の聞こえにあわせて機器を活用し、あらゆる手段で情報を入手できるよう、磁気誘導ループ、補聴援助システム、テロップや字幕などの視覚情報を含めた環境整備をさらに推し進める必要がある。